

# 説 明 書

## 1. 業務名

平成 30 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「せとうち(広島・岡山)地域からの誘客促進事業」【レンタカー活用】

## 2. 実施時期

契約締結の日～平成 31 年 3 月 20 日

## 3. 業務の目的

我が国では「訪日外国人旅行者数については、2020 年には 4,000 万人、2030 年には 6,000 万人」を実現するために、これまで以上に効果的なプロモーションを展開していく必要がある。一般社団法人山陰インバウンド機構においては、「2020 年に 40 万人延べ泊以上」を目標に、2018 年度(4～3 月) 25 万人延べ泊以上を達成することを目的としている。

そのような状況を踏まえ、本事業では、レンタカーを利用した旅行商品を造成・販売することにより、広島・岡山を中心とした「せとうち」地域を来訪する訪日外国人旅行者に対し「山陽+山陰」の周遊を促進し、送客人数 500 人(延べ泊 1,000 人)を目標として誘客を図る。

## 4. 業務の内容

### レンタカー商品の造成・販売とメディア招請・情報発信

香港・台湾等、レンタカー利用者が多い市場からの訪日外国人旅行者を対象に、主に国際定期便が就航している山陽・山陰の各空港を起点とした山陰地域への周遊を促すためのレンタカー商品を造成し、販売する。また、一般消費者等に発信力のある雑誌社及びブロガー等のメディアを招請し、該当商品の告知ならびに販売数向上を図る。

### ■造成・販売

#### (1) レンタカーを活用した旅行商品の造成

- ①訪日外国人が運転できる商品であること。
- ②山陰での宿泊を条件とするなど、「山陽+山陰」の周遊促進が可能な商品とすること。

#### (2) 販売ツールへの掲載

- ①販売数向上のため、販売事業者のツール(パンフレット、消費者向けホームページ等)への商品掲載を行い、リテールならびに OTA 等で販売を行うこと。
- ②ツールの制作や掲載にかかる費用は経費に含めること。

### ■メディア招請

#### (1) 取材時期

平成 30 年 7 月頃～11 月頃

(なお、招請日程は国内ツアー一部分が 3 泊 4 日以上とする。)

#### (2) 招請人数

- ①香港・台湾両市場の雑誌社及びブロガー等のメディア、それぞれ 2 社 2 名以上
- ②被招請者の選定と招請にかかる費用は経費に含めること。

### (3) 利用航路

- ①利用空港は、広島・岡山・米子空港を原則とし、定期航空路線を利用すること。  
(但し、米子空港を利用する場合は往路又は復路のみの利用とする。)
- ②航空機はエコノミークラスの利用を原則とすること。

### (4) 移動手段

- ①招請中の移動に使用する車両は専用車両とすること。  
(可能であれば、招請者にレンタカーを運転してもらうこと。)
- ②有料道路等利用料及び駐車料金は経費に含めること
- ③専用車両を使用する場合、乗務員に係る宿泊・食事に要する費用は経費に含めること

### (5) 取材コース等

取材コースについては、対象市場のニーズに沿った観光地及びグルメ等を盛り込み、全日程の宿泊、食事、入場、取材他について手配、運営を行うこと。また、それぞれに必要な費用は経費に含めること。

なお、実施に際しては一般社団法人山陰インバウンド機構と協議すること。

### (6) 宿泊等

- ①宿泊は、鳥取県・島根県で各1泊以上とし、旅館の場合は1部屋2名以内(夕朝食付き)、ホテルの場合は1部屋1名(朝食付き)を原則とすること。
- ②被招請者の他に後記の通訳1名、添乗員1名を加え、原則1館においてすべての部屋分を手配すること。

### (7) 通訳・案内等

- ①対象市場の言語に対応できる通訳案内士1名を手配し、被招請者の国内全行程において被招請者に同行し、通訳業務等を行わせること。
- ②取材ツアー全体をマネジメントする者1名を添乗させ、被招請者の国内全行程において被招請者に随行し、取材先及び関係者との連絡調整、添乗業務等を行わせること。

### (8) アンケート調査

被招請者を対象としたアンケート調査を実施すること。

また、実施にあたっては、一般社団法人山陰インバウンド機構と調整を行うこと。

なお、アンケート調査の結果の翻訳・集計・分析を行い、内容を後記の事業実施報告書に盛り込むこと。

### (9) 情報発信

- ①レンタカー商品の販売に連動した効果的な時期に行うこと。
- ②上記、雑誌社等のメディア招請において視察した観光資源等に基づき、対象市場の一般消費者に対して事業効果が最大となるよう配慮し、実施すること。
- ③一般社団法人山陰インバウンド機構が、山陰地域への訪日外国人旅行者の周遊促進を目的とする業務への媒体の二次利用について配慮すること。

### (10) その他

- ①ツアー中、長時間にわたる移動が予測されるので、移動中に飲料や簡単な軽食等が摂れるよう配慮すること。また、取材機材等のため被招請者の荷物が多量になることが予測されるので、視察地間の移動について、必要に応じて別途輸送手配するなど、円滑な移動となるよう配慮すること。
- ②全ての取材先や撮影場所には事前に連絡・調整し、取材先の撮影や記事掲載の許可等(関連する調整著作権処理、その他取材前から掲載後に係る一切の手続き)を行うこと。

- ③参考資料の購入や翻訳等、ツアーの円滑な実施に必要な費用は経費に含めること。
- ④被招請者の日本国内滞在中における万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。

#### 事業の目標設定、事業の効果・実績の把握、分析等業務

当事業について、下記の項目を含む適切な目標を設定し、事業の効果・実績の把握・分析を行い、後記の事業実施報告書により取りまとめること。また、事業実施期間中の中間報告を一般社団法人山陰インバウンド機構に対し定期的に行うこと。

##### (1) レンタカー商品の造成・販売とメディア招請・情報発信

###### ①商品造成・販売

商品数、市場別販売数・販売額、  
商品掲載ツール・広告（パンフレット、ホームページ画面出力紙等）

###### ②メディア招請・情報発信

メディア発信回数、媒体接触者数、フォロワー数、「いいね」数等

#### 5. 成果物の提出等

##### (1) 成果物

商品掲載ツール（パンフレット等）	各 5 部
メディア招請成果物	各 5 部
事業実施報告書（A4 版）	5 部

##### (2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

##### (3) 提出期限

平成 31 年 3 月 20 日（金）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ①事前に監督職員の承認を受けること。
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

#### 6. その他

- (1)（一社）山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークや「縁の道～山陰～」のロゴマークを使用するなど、国の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。
- (3) 可能な限り日本政府観光局（JNTO）が運営する Web サイト <http://www.jnto.go.jp/> や（一社）山陰インバウンド機構が運営する Web サイト <https://www.sanin-tourism.com/> へのリンク設定、URL・QR コードの掲載などによって、インターネットでの検索やアクセスが可能な環境を整備し、各 Web サイトへの誘導に配慮すること。